

提案募集要領

1 提案募集対象

「プラットフォームサービスに関する研究会における検討アジェンダ(案)」(別添)に対する提案募集

2 提案募集の趣旨・目的・背景

近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、総務省は、プラットフォーム事業者の利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討するため、平成 30 年 10 月 18 日(木)から「プラットフォームサービスに関する研究会」(座長: 穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究所 教授)を開催しています。

本提案募集は、本研究会における今後の議論の参考とするため、検討アジェンダ(案)について、広く提案、意見等を募集するものです。

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 提出期間

平成 30 年 10 月 20 日(土)から同年 10 月 31 日(水)17 時まで(必着)
(郵送についても、締切日に必着とします。)

5 提出様式

別添提案提出フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

提案を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

6 提出方法・提出先

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送の場合、提出頂いた提案を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: platform_service_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 宛て

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 宛て

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号:03-5253-5843

担当電話:03-5253-5868

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 宛て

※担当者に電話連絡後、送付して下さい。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出して下さい。

7 留意事項

- ・ 本提案募集で提出されたご提案、意見等につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 提案、意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された提案とともに、提案提出者名(法人等にあつてはその名称及び代表者名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)及び提案提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人等にあつてはその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ ご提案、意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 提出期間の終了後に提出されたもの、募集対象以外についてのものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出されたご提案、意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出されたご提案、意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出されたご提案、意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

8. 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担 当：佐藤課長補佐、今村専門職、行徳官

電 話：03-5253-5843

FAX：03-5253-5868

電子メールアドレス：platform_service_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

様式

意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	
氏名(※2)	
住所(※2)	
連絡先	連絡担当者氏名： 電話： e-mail：

※1 個人の場合は「個人」とご記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をご記入ください。

提案提出フォーマット

左欄は、回答上の便宜のために提案募集対象である「検討アジェンダ(案)」の下線(検討事項案)を抜粋する形で設けたものです。下線部以外の記載に関する意見や提案については適宜欄を追加してご回答ください。

なお、意見提出に際しては「プラットフォームサービスに関する研究会」第1回会合の事務局提出資料「プラットフォームサービスを巡る現状と課題」もご覧ください。

IoTの普及・進展に伴うプラットフォームサービスの拡大に係る検討を行う背景	
今後の本格的な「データ主導社会」への移行を見据え、電気通信事業を取り巻くプライバシー保護(通信の秘密の保護を含む。)やトラストサービス・オンラインニュース配信事業などに関し、今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ、現状の課題・論点を抽出し、これらへの対応の在り方を検討することについて、どう考えるか。	(左記検討事項案に対する提案・意見)
第1. 利用者情報に関する取扱いについて	
1. 検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方	
(1) プラットフォームサービスの分析のための射程 プラットフォーム事業者が各レイヤにま	(左記検討事項案に対する提案・意見)

<p>たがって、水平統合、垂直統合等の多様な業態によりサービスを提供している現状について把握した上で、提供している電気通信役務を含むプラットフォームサービスや電気通信役務に類似したサービスを分析の射程とし、電気通信事業者が提供するサービスとの比較において、これらサービスに課されるべき規律等を検討することについて、どう考えるか。</p> <p>また、その際どのような点に留意して検討することが必要か。</p>	
<p>(2) その他「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項</p> <p>上記のほか、「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲</p>	
<p>(1) 利用者情報の分類及び比較</p> <p>電気通信事業者又はプラットフォーム事業者が①電気通信役務(電気通信役務に類似するサービスを含む。)の提供において取得・保存する情報、②電気通信役務に付随するサービスの提供において取得・保存する情報、③電気通信役務及び電気通信役務に付随するサービスと無関係なものに起因して取得・保存する情報、に分類し、現行法若しくはガイドラインの適用があるもの又は現行法若しくはガイドラインの適用のないものを比較しながら、通信の秘密・プライバシーの保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(2) プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等</p> <p>ネットワーク効果を念頭にあげば上述の</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>

<p>シナジーを意図してプラットフォーム事業者が利用者情報を収集・蓄積するインセンティブ(誘因)が働くこととなるが、これらの情報のうち、保護対象とすべき利用者情報の範囲のとらえ方や、ユーザの受忍限度等の観点からみたプライバシー保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。特に、電気通信事業者が保有する利用者情報と比較して異なる扱いを検討することについて、どう考えるか。</p>	
<p>(3) その他「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項</p> <p>上記のほか、「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>3. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和</p>	
<p>(1) 保護の仕組み</p> <p>こうした国際的なプライバシー等の保護について、各国の前提となる考え方・法制度の機能等にも留意した上で、その潮流との制度的調和をどのように捉え対応することが適当か。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(2) その他「国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項</p> <p>上記のほか、「国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>4. 法令の適用、運用・執行の在り方</p>	
<p>(1) 法令の適用、運用・執行上の差異</p> <p>プラットフォーム事業者等がサービスを提供する場合には、通信の秘密やプライバシー保護について、現行の電気通信事</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>

<p>業法の規律が適用されない(日本国内に拠点を置かない事業者であることから規律が及ばない又は日本国内に拠点を置く事業者である場合で一部の規律の適用が除外される(電気通信事業法第3条及び第4条を除く。)ことにより、同プラットフォーム事業者と同等のサービスを提供する電気通信事業者との間で運用・執行に差異が生ずることについて、どう考えるか。</p>	
<p>(2) 国際協調の在り方</p> <p>国際的な潮流の中でプライバシー等の保護の体制が整備され、保護内容が拡充される中で、オンライン上のデータ活用・流通の促進とプライバシー保護の両立を図る観点から、我が国としてどのような対応を図ることが適当か。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(3) その他「法令の適用、運用・執行の在り方、国際協調の在り方」として考慮すべき事項</p> <p>上記のほか、「法令の適用、運用・執行の在り方、国際協調の在り方」として考慮すべき事項はあるか。例えば、ハードローのほか、ソフトロー(自主規制・共同規制等)についても検討することは適当か。また、国外のプラットフォーム事業者による国内の消費者対応の在り方についても検討することは適当か。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>第2. トラストサービス等の在り方</p>	
<p>(ID連携・データ共有・活用の促進)</p> <p>我が国の通信事業者を含めた多様な事業者によるID連携・データ共有・活用を促進するための環境を整備することで、利便性の向上、信頼性の確保と競争力の強化を実現する必要性について、どう考えるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(トラストサービスの在り方)</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>

<p>我が国のトラストサービス(電子署名、利用者認証、タイムスタンプ等)の在り方について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、国際的なサービスの進展を視野に入れた相互運用性の確保の観点からも、包括的な検討を行う必要性について、どう考えるか。</p>	
<p>(1) 利用者認証の在り方 我が国の電子署名法においては規定されていない電子証明書による利用者認証に関する規律を検討することについて、どう考えるか</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(2) タイムスタンプの在り方 タイムスタンプに関して、法制化を検討することについて、どう考えるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(3) 法人に対する認証の在り方 法人に関する認証について、国際的な相互運用性等の観点から考慮すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(4) サーバ証明書の在り方 我が国においてもサーバ証明書に係る制度化を検討することについて、どう考えるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>(5) その他 上記のほか、モノの認証や、国内におけるトラストサービスの在り方について考慮すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>
<p>第3. その他</p>	
<p>第1及び第2に加え、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護という観点から、その他検討事項としてどのようなものが考えられるか。例えば、オンライン上の偽情報への対応について検討することは適当か。</p>	<p>(左記検討事項案に対する提案・意見)</p>